

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時
【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）
【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時
【ところ】本庁（1階市民相談室）
【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆人権・行政合同相談所

【とき】4月17日（木） 午前10時～午後4時
【ところ】石川庁舎 1階市民相談室（行政）
石川保険相談センター（石川庁舎隣り）
1階相談室（人権）

◆消費者相談

【とき】毎週水曜日 午前10時～午後4時
【ところ】市役所本庁1階市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください

連絡先：市民生活課 ☎973-5487

「友人を紹介すれば儲かる」

と誘うマルチ商法に注意！

マルチ商法の対象となる商品は、健康食品や化粧品、補整下着や宝石、浄水器など様々です。簡単な儲け話はありません！説明をうのみにせず、まず疑ってかかる事が被害を防ぐポイントです。

- 1) 自分1人で決めず、家族、友人や消費者相談窓口にご相談する。
- 2) 考える時間も与えず、契約を強制してくるような場合は、相手が親しい友人でもはっきりと断る勇気を持つ。
- 3) 日頃つきあいのない同窓生などから、商品についての説明会へ誘われた時などは、マルチ商法では？と考え直してみる。
- 4) 簡単な儲け話・ダイエット法・美容健康法はありません。話がうますぎる時やわかりにくい時は、深入りせずに早めに断る。

マルチ商法などの悪質商法の相談は、毎週水曜日午前10時～午後4時の【うるま市消費者相談】へ

児童扶養手当受給中の方へお知らせ

児童家庭課

☎973-4983

平成14年の法律改正により、児童扶養手当の受給開始から一定年数を経過した方は、「就業」等の必要条件を満たしていないと、平成20年4月以降の手当が2分の1に減額されることになりました。

【減額の対象になるのは】

次の①または②のいずれかが早く経過したときの翌月からです。

①支給開始月の初日から起算して5年

②支給要件に該当するに到った日の属する月の初日から起算して7年

ただし、①②ともに、認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護していた場合は、3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したときとなります。

※支給要件に該当するに到った日とは、「離婚日」「夫の死亡日」等のことです。新たに監護または養育する児童について増額になった場合は、増額の改定請求をした日の属する月の翌月の初日から起算して5年

【減額にならないためには、届出が必要です】

次のいずれかに該当する場合は、手続

をすることにより減額されません。

- ① 就業している場合
 - ② 求職活動など自立を図るための活動を行っている
 - ③ 身体上や精神上の障害がある
 - ④ 負傷、疾病などで就業することが困難
 - ⑤ 監護する児童や親族が障害、負傷、病気、要介護状態などで介護が必要であり就業が困難
- ※それぞれ、条件を満たしていることの証明書等が必要になります。
- 「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」に該当する受給資格者の方には、該当する月の前々月に減額のお知らせと減額されない場合の手続きについて順次お知らせします。

新庁舎での業務開始のお知らせ

福岡入国管理局那覇支局嘉手納出張所は、平成20年4月14日、嘉手納町内の嘉手納ロータリー再開発地区の新庁舎に移転し、業務を開始することになりました。

移転先住所

嘉手納町字嘉手納2900-9

ロータリー号館

☎973-752222

お問合せ先

福岡入国管理局那覇支局 総務課

☎802-41815